

令和5年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会議事予定
(令和6年1月29日(月)10時～ 場所:久留米市役所 本庁舎301会議室)

1 報告

- (1) 令和4年度個人情報保護・情報公開制度運用状況等報告(通年)
- (2) 個人情報の保護に関する法律における個人情報に関する取扱いについて
 - ア 令和5年度からの個人情報の目的外利用及び外部提供に係る運用報告
 - イ 令和5年度からのオンライン結合等に係る運用報告

2 諮問案件

久留米市死者情報の開示に関する要綱(案)の制定について

諮問機関:総務部法制室

3 その他

令和4年度久留米市個人情報保護制度の運用状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1 個人情報業務の登録状況

実施機関からの個人情報保管等に係る業務の届出件数は、下記のとおりです。令和4年度の件数は、登録が14件、変更が74件、廃止が14件となっています。個人情報の保護に関する法律の適用に向けて各業務を見直したため、例年よりも件数が多くなりました。

(単位 件)

実施機関	登録	変更	廃止
市長	15	70	13
企業管理者	0	0	0
教育委員会	0	2	0
選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	2	1
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
合計	15	74	14

参考 令和4年度個人情報業務の登録をした業務名

実施機関		登録	変更	廃止
市長	総務部	0	1	0
	協働推進部	5	15	1
	市民文化部	2	15	5
	シティプラザ	2	1	0
	健康福祉部	1	13	1
	健康福祉部保健所	1	2	0
	子ども未来部	2	3	1
	環境部	0	13	4
	農政部	0	3	1
	商工観光労働部	1	1	0
	都市建設部	0	1	0
	北野総合支所	0	1	0
	三潁総合支所	1	1	0
教育委員会	教育部	0	2	0
監査委員	監査委員事務局	0	2	1
	合計	15	74	14

2 自己情報の開示等請求の状況

自己に関する個人情報の開示等請求状況は、下記のとおりです。

令和4年度の請求件数は、133件であり、その全てが開示請求となっています。開示請求の内訳は、閲覧29件、写しの交付94件、閲覧・写しの交付9件、視聴1件となっており、処理状況は、全部承諾80件、一部承諾39件、不存在14件、拒否0件、取下げ0件となっています。なお、訂正、消去及び停止請求は0件でした。

区分	請求件数	処理の内訳					
		承諾	一部承諾	不存在	拒否	取下げ	
開示	閲覧	29	26	2	1	0	0
	写しの交付	94	53	34	7	0	0
	閲覧・写しの交付	9	1	3	5	0	0
	視聴	1	0	0	1	0	0
訂正	0	0	0	0	0	0	
利用の停止	0	0	0	0	0	0	
消去	0	0	0	0	0	0	
提供の停止	0	0	0	0	0	0	
合計	133	80	39	14	0	0	

一部承諾・拒否・不存在文書の内訳

(1) 一部承諾 (39件)

所管部局	件数	条例14条の2第1項該当号及び件数の内訳	
健康福祉部	28	第1号	25
		第2号	1
		第1号・第2号該当	2
市民文化部	5	第1号	1
		第2号	1
		第1号・第2号該当	1
		一部不存在	2
子ども未来部	3	第1号	1
		第8号	1
		第1号・第8号該当	1
保健所	1	第1号・第2号・第6号該当	1
教育部	1	第8号	1
農業委員会	1	第1号	1

※凡例 「条例14条の2第1項該当号」 (一部承諾の理由)

第1号 ⇒ 個人に関する情報

第2号 ⇒ 法人等に関する情報

第6号 ⇒ 事務又は事業に関する情報

第8号 ⇒ 個人の評価等に関する情報

(2) 不存在 (14 件)

【実施機関：市長】 健康福祉部 7 件、市民文化部 4 件
総務部・子ども未来部・農政部 各 1 件

3 目的外利用・外部提供の届出状況

令和 4 年度の目的外利用・外部提供の届出状況は、下記のとおりです。目的外利用が 6 件、外部提供が 348 件となっています。

実施機関	目的外利用	外部提供
市長	6	306
企業管理者	0	16
教育委員会	0	26
選挙管理委員会	0	0
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	0	0
固定資産評価委員会	0	0
議会	0	0
土地開発公社	0	0
合計	6	348

目的外利用 6 件の内訳は、条例第 9 条第 3 項第 3 号（生命等の保護）を適用したものが子ども支援臨時特別給付金の支給業務の 1 件、審議会の答申によるものが 4 件、法律に基づくものが、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律を根拠に行った子育て応援給付金の支給業務の 1 件となっています。

条例第 9 条第 3 項第 3 号（生命等の保護）適用 1 件の内訳

利用先業務名	目的外利用した業務	目的外利用した項目
子ども支援臨時特別給付金の支給業務	児童手当の支給業務、児童扶養手当の支給業務、特別児童扶養手当の支給業務、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務	給付対象者に関する情報のうち、受給者氏名・住所・送付先・金融機関名・預金種別・口座番号・口座名義・児童の氏名・生年月日・受給区分・受給開始月

4 審査請求の状況

令和 4 年度には、審査請求はありませんでした。

5 情報公開・個人情報保護審議会の状況

令和4年度は、情報公開・個人情報保護審議会を6回開催しました。

回数	開催日・場所	会議内容及び諮問事項	結論
1	令和4年4月15日 職員会館メルクス2 階中小会議室	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1) 市民課が保有する住民基本台帳に係る個人情報（18歳以上の者の情報に限る。）を環境政策課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について</p> <p>(2) 市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（世帯主となっている外国人住民の情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について</p> <p>(3) 小児慢性特定疾病医療費助成業務に係る個人情報を、国の調査・研究業務に活用させるため、オンライン結合により国へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者に対する健康観察業務を受託事業者へ委託するにあたり、市が保有する自宅療養者の情報をオンライン結合により受託事業者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p>	全件承認
2	令和4年7月28日 職員会館メルクス2 階会議室	<p>委員紹介・審議会の説明</p> <p>会長・副会長の選任</p> <p>諮問案件の審議</p> <p>(1) 久留米市会計年度任用職員システムの導入に伴い、会計年度任用職員の個人情報を、委託事業者が運用するデータセンターとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(2) 保育所・幼稚園の現況届確認業務及び給付認定申請書の入力業務において、現況届及び保育・教育給付認定申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>情報公開・個人情報保護制度令和3年度運用状況報告（通年）</p> <p>令和3年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告</p>	全件承認
3	令和4年9月14日 ～令和4年9月22日 書面決議	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種券等の印刷・郵送業務を外部委託するに当たり、当該予防接種の対象者の個人情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により受託者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）</p>	承認

4	令和4年10月4日 職員会館メルクス2 階中小会議室	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1) 「住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業」の実施について</p> <p>ア 給付金支給対象者の特定や給付金振込みのための口座情報等を得るため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務及び特別定額給付金業務の際に収集した個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について</p> <p>イ 給付金振込口座の登録及び変更の入力業務において、口座登録・変更申出書に記載された個人情報を民間事業所が設置・管理するA I - O C Rサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について</p>	一部承認（(2)は継続審議）
5	令和4年10月31日 職員会館メルクス3 階中小会議室	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1) 健康に関するアンケート調査の対象者を抽出するに当たり、市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（20歳以上の者の情報に限る。）を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について</p> <p>(2) 口座振替による支払い業務において、フロッピーディスクによるデータ渡しから、データ伝送に変更し、久留米市指定金融機関である福岡銀行とオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(3) 教育機関向けに提供されるクラウドを活用した教育システムの導入について</p> <p>ア 校務支援システムで管理している久留米市立小学校・中学校・特別支援学校の児童生徒に関する個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について</p> <p>イ 個人情報を民間事業者が運用・管理するクラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(4) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について（答申案の検討）</p>	全件承認

6 運用状況の公表

令和3年度の久留米市個人情報保護制度の運用状況は、令和4年7月30日に久留米市告示第390号で公表しました。なお、久留米市のホームページ上においても公表しています。

7 職員研修及び意識啓発

令和4年4月 新規採用職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）

令和4年5月 任期付非常勤職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）

令和4年度久留米市情報公開制度の運用状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1 公文書の開示請求の内訳

令和4年度における公文書の開示請求は、539件でした。

開示の方法は、閲覧請求が19件、写しの交付請求が445件、閲覧及び写しの交付請求が75件となっています。

公文書の開示請求の内訳 (単位：件)

請求件数	開示方法			
	閲覧	写しの交付	閲覧及び写しの交付	視聴
539	19	445	75	0

2 公文書の開示請求に係る処理の内訳

令和4年度における開示請求(539件)の処理の内訳をみると、開示したものが320件、不開示が1件、部分開示が149件、存否応答拒否が2件、不存在が63件、取下げが4件となっています。

なお、審査請求は行われていません。

文書請求に係る処理の内訳 (単位：件)

区分	請求件数	処理の内訳							審査請求
		開示	不開示	部分開示	存否拒否	不存在	取下げ	その他	
(市内)	335	174	1	99	1	56	4	0	0
(市外)	204	146	0	50	1	7	0	0	
合計	539	320	1	149	2	63	4	0	

3 部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳

令和4年度の情報公開請求で部分開示(149件)とされたものの理由をみると、個人情報(条例第7条第1号)が113件、法人等情報(同条第2号)が69件、審議・検討等に関する情報(同条第3号)が3件、事務又は事業に関する情報(同条第4号)が11件、公共の安全等に関する情報(同条第5号)が1件、法令秘等に関する情報(同条第6号)が0件、任意提供に関する情報(同条第7号)が1件となっています。(理由は一部重複するため合計数は部分開示件数とは異なります。)

また、不開示の件数は1件、存否応答拒否の件数は2件、不存在の件数は63件でした。

部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳

(1) 部分開示(149件)

【実施機関：市長】

所管部局	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
総合政策部	2	第1号	1
		第1号・第2号該当	1
総務部	7	第1号	4
		第2号	2
		第1号・第2号該当	1
協働推進部	6	第1号	4
		第2号	1
		第1号・第8号該当	1
市民文化部	36	第1号	31
		第2号	3
		第1号・第2号該当	2
健康福祉部	14	第1号	7
		第2号	2
		第4号	1
		第1号・第2号該当	1
		第1号・第4号該当	1
		第2号・第3号・第4号該当	1
		第1号・第2号・第3号・第4号該当	1
健康福祉部保健所	7	第1号	1
		第2号	2
		第1号・第2号該当	4
子ども未来部	1	第2号	1
環境部	13	第2号	2
		第4号	3
		第1号・第2号該当	6
		第1号・第2号・第5号該当	1
		第1号・第2号・第7号該当	1
農政部	11	第1号	2
		第2号	2
		第3号	1
		第1号・第2号該当	6
商工観光労働部	1	第1号	1

都市建設部	22	第1号	6
		第2号	10
		第1号・第2号該当	6
田主丸総合支所	5	第1号	2
		第2号	2
		第1号・第2号該当	1
三潁総合支所	2	第1号	2

【実施機関：企業管理者】

所管部局	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
上下水道部	11	第4号	1
		第1号・第2号該当	10

【実施機関：教育委員会】

所管部局	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
教育部	6	第1号	3
		第4号	3

【実施機関：議会事務局】

所管部局	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
議会事務局	2	第1号・第2号該当	2

【実施機関：選挙管理委員会事務局】

所管部局	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
選挙管理委員会事務局	3	第1号	3

※凡例 「条例7条該当号」（部分開示等の理由）

第1号 ⇒ 個人に関する情報

第2号 ⇒ 法人等に関する情報

第3号 ⇒ 審議、検討等に関する情報

第4号 ⇒ 事務又は事業に関する情報

第5号 ⇒ 公共の安全等に関する情報

第6号 ⇒ 法令秘等に関する情報

第7号 ⇒ 任意提供に関する情報

第8号 ⇒ 社会的差別に関する情報

(2) 不開示 (1 件)

【実施機関：教育委員会】

教育部 1 件 (条例第 7 条第 2 号、条例第 7 条第 3 号該当)

(3) 存否応答拒否 (2 件)

【実施機関：市長】

健康福祉部保健所、都市建設部 各 1 件

(4) 不存在 (63 件)

【実施機関：市長】

総合政策部 2 件、市民文化部 40 件、健康福祉部 2 件、健康福祉部保健所 6 件、
協働推進部 1 件、都市建設部 8 件、商工観光労働部 1 件

【実施機関：企業管理者】

上下水道部 2 件

【実施機関：教育委員会】

教育部 1 件

4 一般の利用に供することを目的とする情報の提供

久留米市情報公開条例における公文書以外の文書（一般の利用に供することを目的とする情報（都市計画図、道路台帳、官民境界確定図、下水道台帳、行政資料など）をいう。）について、久留米市情報公開条例に規定する開示等請求手続とは別の手続により提供した情報の件数は次のとおりでした。

情報提供の内訳

(単位：件)

閲覧	写しの交付	刊行物有償頒布	計
330	26,300	127	26,757

5 情報公開コーナー別公文書開示等請求状況

各情報公開コーナーの公文書開示請求状況は、健康福祉部保健所 97 件で最も多く、次いで都市建設部 91 件、市民文化部 86 件、企業局上下水道部 74 件、環境部 34 件、農政部及び教育部各 25 件等となっています。

情報公開コーナー別請求件数

(単位：件)

実施機関	情報公開コーナー	開示請求	情報提供	計
市長	総合政策部情報公開コーナー	4	0	4
	総務部情報公開コーナー	24	4	28
	協働推進部情報公開コーナー	16	0	16
	秘書室情報公開コーナー	0	0	0
	会計室情報公開コーナー	0	0	0
	市民文化部情報公開コーナー	86	0	86
	シティプラザ情報公開コーナー	1	0	1
	健康福祉部情報公開コーナー	24	0	24
	健康福祉部保健所情報公開コーナー	97	0	97
	子ども未来部情報公開コーナー	2	0	2
	環境部情報公開コーナー	34	3	37
	農政部情報公開コーナー	25	0	25
	商工観光労働部情報公開コーナー	4	1	5
	都市建設部情報公開コーナー	91	6,545	6,636
	田主丸総合支所情報公開コーナー	5	0	5
	北野総合支所情報公開コーナー	1	0	1
	城島総合支所情報公開コーナー	5	0	5
三瀧総合支所情報公開コーナー	8	0	8	
企業管理者	上下水道部情報公開コーナー	74	20,201	20,275
教育委員会	教育部情報公開コーナー	25	0	25
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局情報公開コーナー	8	3	11
公平委員会	公平委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
監査委員	監査委員事務局情報公開コーナー	0	0	0
農業委員会	農業委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
議会	議会事務局情報公開コーナー	5	0	5
土地開発公社	土地開発公社情報公開コーナー	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	固定資産評価審査委員会事務局情報公開 コーナー	0	0	0
	合計	539	26,757	27,296

注 「情報公開コーナー」とは、各部局（27か所）の総務等に設置する情報公開の窓口をいう。

6 審査請求の状況

令和4年度の審査請求件数は、0件でした。

審査請求の状況

審査請求の内容	実施機関 の処分	情報公開、個人情報保護審査会		
		諮問年月日	答申年月日	答申内容
—	—	—	—	—

7 情報公開・個人情報保護審査会の状況

令和4年度は、情報公開・個人情報保護審査会を開催しませんでした。

情報公開・個人情報保護審査会

回数	開催日・場所	会議内容及び諮問事項
—	—	—

8 職員研修及び意識啓発の状況

令和4年4月 新規採用職員への情報公開制度の研修

令和4年5月 任期付非常勤職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）

特定個人情報の取扱いに関する監査結果

特定個人情報の取扱いに関する監査の結果は以下のとおりでした。

1. 監査実施期間 令和4年12月19日から令和4年12月26日まで

2. 監査員

所属	氏名	担当
総務部総務課	大石 雄一	監査責任者
〃	吉本 真祐	監査員
〃	中島 大	〃
〃	石丸 和寛	〃
〃	渡邊 領	〃
〃	鶴田 紗耶	〃
総務部情報政策課	大村 安章	〃
〃	井手 良輔	〃
〃	江口 智紀	〃
〃	中道 健太	〃
〃	斉藤 直樹	〃

3. 監査範囲

1 対象事務

久留米市において特定個人情報保護評価書の作成が義務付けられている事務のうち次に掲げる事務

- (1) 地方税徴収事務
- (2) 個人住民税賦課事務
- (3) 軽自動車税賦課事務
- (4) 固定資産税、都市計画税賦課事務
- (5) 身体障害者手帳交付関連事務
- (6) 精神障害者保健福祉手帳交付関連事務
- (7) 自立支援給付、地域生活支援事業実施事務
- (8) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務
- (9) 予防接種業務
- (10) 母子父子寡婦福祉資金貸付業務
- (11) 児童扶養手当支給事務
- (12) 児童手当支給事務
- (13) 子どものための教育・保育給付の支給事務
- (14) 母子保健、健診、未熟児療育医療給付事
- (15) 就学援助事務
- (16) 各監査対象事務のうち市民センターが所管する事務

2 対象課等

- (1) 税収納推進課
- (2) 市民税課
- (3) 資産税課
- (4) 障害者福祉課
- (5) 健康福祉部住民税非課税世帯等給付金プロジェクト
- (6) 保健所保健予防課
- (7) 家庭子ども相談課
- (8) 子ども保育課
- (9) こども子育てサポートセンター
- (10) 学校保健課
- (11) 耳納市民センター
- (12) 筑邦市民センター
- (13) 上津市民センター
- (14) 高牟礼市民センター
- (15) 千歳市民センター

4. 監査基準

① 法律

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 等

② 条例

・久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
・久留米市個人情報保護条例 等

③ 規則

・久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
・久留米市情報セキュリティ規則

④ ガイドライン等

・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
・特定個人情報保護評価書

5. 監査目的 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン等により義務付けられている特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置が適切に実施されているかについて監査を行う。

6. 監査所見 評価結果は、次のとおりでした。

評価基準	判定
指摘事項	10件
助言	0件

7. 監査結論 監査の結果は、次のとおりでした。

本市における特定個人情報の取扱いに関する監査を実施した結果、監査基準に照らし、10件の指摘事項があった。

本監査では、上記「3. 監査範囲」に掲げる特定個人情報保護評価書の作成が義務付けられている事務を対象として、監査を実施したが、直ちに特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係わる重大な事態、あるいは番号法に設けられた「特定個人情報の利用制限」「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の保護措置に対する違反に発展する可能性がある指摘はなかった。

特定個人情報等の取扱い及び管理が徹底できている課がある一方で、前回と同様の指摘事項が見受けられる課があるなど、課によって意識の差が見られた。指摘を受けた課については、これを機会に、速やかに指摘事項を是正するとともに、職員の意識醸成等の取組を実施してもらいたい。

以上

No. 1

監査基準

【特定個人情報保護評価書】

軽自動車税賦課に関する事務 重点項目評価書
予防接種業務 基礎項目評価書

指摘事項

【対象】

市民税課
保健所保健予防課

【指摘事項】

特定個人情報保護評価書の記載が実際の事務と一致していない部分があります。市民税課については、前回指摘したにもかかわらず対応がなされていません。特定個人情報保護評価書の内容を見直し、必要に応じて修正してください。

No. 2

監査基準

【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン】

第4-2-(1)①

A 委託先における安全管理措置

個人情報保護法第66条第2項第1号において、委託を受けた者は、当該委託を受けた業務に係る保有個人情報の安全管理措置を講ずることを義務付けられている。

地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めによっている。

これに加え、番号法は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、委託した個人番号利用事務等で取り扱う特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう「委託を受けた者」に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとしている。

このため、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする行政機関等及び地方公共団体等は、「委託を受けた者」において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う行政機関等及び地方公共団体等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

なお、「委託を受けた者」を適切に監督するために必要な措置を講じず、又は、必要かつ十分な監督義務を果たすための具体的な対応をとらなかった結果、特定個人情報の漏えい等が発生した場合、番号法違反と判断される可能性がある。

B 必要かつ適切な監督

委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定を盛り込むとともに、行政機関等及び地方公共団体等において必要があると認めるときは委託先に対して、実地の監査、調査等を行うことができる規定等を盛り込まなければならない。

委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求めること、委託先に対して実地の監査、調査等を行うこと等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価する。

指摘事項

【対象】

市民税課

【指摘事項】

委託先における特定個人情報の安全管理措置及び取扱状況の把握できていませんでした。「委託を受けた者」を適切に監督するために必要な措置を講じず、又は、必要かつ十分な監督義務を果たすための具体的な対応をとらなかった結果、特定個人情報の漏えい等が発生した場合には、番号法違反と判断される可能性があります。委託先の従業者に対して報告を求める等の安全管理措置を実施してください。

No.3

監査基準

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律】

第16条 個人番号利用事務等実施者は、第14条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

指摘事項

【対象】

保健所保健予防課

【指摘事項】

特定個人情報を利用する際の本人同意については、口頭ではなく、書面で記録を取るようになしてください。

No.4

監査基準

【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（別添）特定個人情報に関する安全管理措置】

2E 物理的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる組織的安全管理措置を講じなければならない。

a 特定個人情報を取り扱う区域の管理

特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（サーバ等）を管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。管理区域において、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講ずる。また、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある。

指摘事項

【対象】

高牟礼市民センター

【指摘事項】

執務室の端末が外から見える状態になっていました。ディスプレイの角度を変えるか、窓に目隠しの措置をするなどの対策をして端末が外から見えないようにしてください。

No. 5

監査基準

【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（別添）特定個人情報に関する安全管理措置】

2E 物理的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければならない。

b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。

指摘事項

【対象】

障害者福祉課

子ども保育課

家庭子ども相談課

【指摘事項】

特定個人情報等が記録された書類が施錠できないキャビネットで保管されていました。特定個人情報等が記録された書類等は、盗難又は紛失等を防止するために、施錠可能なキャビネットで保管して

ください。

No. 6

監査基準

【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（別添）特定個人情報に関する安全管理措置】

2]F 技術的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。

b アクセス者の識別と認証

特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

指摘事項

【対象】

子ども保育課
家庭子ども相談課

【指摘事項】

基幹系システムへのログイン用ID及びパスワードを類推させるような内容の付箋が端末の周辺に貼り付けられていました。このことにより、事務取扱担当者でない職員や、職員以外の第三者が不正に業務システムにログインする可能性があり、情報漏えいのリスクが高まることとなります。業務システムへのログイン用ID及びパスワードを類推させるような付箋は破棄し、今後作成しないようにしてください。

令和5年度からの個人情報の目的外利用及び外部提供に係る運用報告

1 令和4年度までの運用

令和4年度までは、久留米市個人情報保護条例第9条の規定に基づき運用していました。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第9条 実施機関は、あらかじめ本人の同意があるときを除き、登録した業務の目的の範囲を超えて個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用(以下「目的外利用」という。)してはならない。

2 実施機関は、あらかじめ本人の同意があるときを除き、登録した業務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

(1) 法令又は条例に特別の定めがあるとき。

(2) 情報公開条例第7条第1号ただし書に該当する情報であるとき。ただし、同号エに該当するものについては同条例の施行日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書に記録されている情報に限る。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。

目的外利用及び外部提供については、本人同意があるときを除いて原則禁止としながらも、第3項各号に該当する場合は目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができました。特に第4号は、久留米市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の承認があれば目的外利用等を実施できると規定していたため、諮問をしておりました。令和4年度も目的外利用等について5件諮問し、5件とも承認をいただきました。

2 令和5年度からの運用

令和5年度からは、個人情報の保護に関する法律第69条の規定に基づき運用しています。

(利用及び提供の制限)

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3・4 (略)

目的外利用等は法令に根拠がない場合は原則禁止ですが、第2項各号のいずれかに該当すれば、目的外利用等が可能となります。

第1号の本人同意がないときは、①業務の遂行に必要な限度で、②相当の理由があるときに限定されています。

【※「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。(事務対応ガイドP104)】

なお、これまでのように審議会の承認を得て目的外利用等をする事は許されていません。

個人情報の保護に関する法律を所管する国の機関である個人情報保護委員会は、定例的、恒常的に個人情報を提供する場合は、事務の目的の中に定めるよう求めているので【利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておく必要がある。(事務対応ガイドP68)】、庁内のシステムで、個人情報を取り扱う事務の名称・目的や取り扱う個人情報の項目を記録した個人情報取扱事務管理簿を整備しています。

3 目的外利用・外部提供の届出状況 (令和5年4月1日～12月31日)

令和5年度の目的外利用・外部提供の届出状況は、下記のとおりです。目的外利用が0件、外部提供が140件となっています。

目的外利用等の理由	件数
法第69条第1項 (法令に定めがある場合)	101
法第69条第2項第1号 (本人同意、本人への提供)	1
法第69条第2項第2号 (内部で利用する場合で、法令で定める事務遂行に必要な限度及び相当性)	0
法第69条第2項第3号 (外部に提供する場合で、法令で定める事務遂行に必要な限度及び相当性)	17
法第69条第2項第4号 (本人利益等その他特別な理由があるとき)	21

令和5年度からのオンライン結合等に係る運用報告

1 令和4年度までの運用

令和4年度までは、久留米市個人情報保護条例第10条の規定に基づき運用していました。

(オンライン結合等の制限)

第10条 実施機関は、市の電子計算組織と市以外の者が管理する電子計算組織との通信回線による結合及び磁気テープ等による個人情報の提供(以下「オンライン結合等」という。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定による処理を行う場合は、実施機関において十分な個人情報の保護措置を講ずるとともに、接続先においてその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

3 実施機関は、第1項第1号の規定によりオンライン結合等をしたときは、審議会に報告しなければならない。

オンライン結合等は原則禁止でしたが、法令に定めがあるとき、又は審議会に承認をいただいたときに限り実施することができました。令和4年度も8件諮問し、8件とも承認をいただきました。

2 令和5年度からの運用

令和5年度からは、個人情報の保護に関する法律に基づいて運用していますが、オンライン結合等に関する制限はなく、条例で定めることも認められていません。そこで、新たに制定した久留米市個人情報の安全管理措置に関する規程第4条第4号の規定に基づき、チェックリスト(別紙)を作成し、活用するよう努めるとともに、新規又は疑義のある案件については、実施前に法制室に相談するよう求めています。

(保有個人情報の取扱い)

第4条 保有個人情報を取り扱う職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 保有個人情報を含む電磁的記録若しくは媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイトへの誤掲載を防止するため、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の措置を講ずること。

3 オンライン結合等に係る法制室への相談状況(令和5年4月1日~12月31日)

令和5年度のオンライン結合等に係る法制室への相談は、以下のとおり5件ありました。

相談状況

オンライン結合等の目的	オンライン結合等を実施する個人情報	提供先	担当課
滞納整理並びに介護保険料の減免及び介護保険サービス限度額証作成業務の預貯金等調査の電子化のため	氏名、ふりがな、生（設立）年月日、性別、住所、住民コード	(株)NTT データ開発の電子照会サービスを利用している金融機関等	税収納推進課 介護保険課 健康保険課
他市の課税調査結果を保育システムへ入力して保育料を算定するため	宛名番号、氏名、生年月日、市町村民税住宅借入金等特別税額控除額、寄付金税額控除額、外国税控除額、配当控除額、	(株)NTT データ保有のクラウドサーバー	子ども保育課
久留米市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改定に伴う調査等業務において市民アンケート調査を実施するため	学校区、住所、氏名、世帯主氏名、性別、年齢、生年月日、識別番号	昭和株式会社九州沖縄事業部	都市計画課
農地農業用施設災害復旧事業補助率増高申請図書作成の資料として使用するため	大字小字名、地番、地目、耕作者氏名、耕作者住所	(株)コンピューターサポート	農村森林整備課
上下水道営業管理システムのリモート保守実施のため	水道使用者氏名／法人名、水栓所在地、送付先住所、電話番号、口座情報（銀行・支店、口座番号、名義人）、備考情報、交渉履歴	富士通 J A P A N 株式会社	上下水道部営業管理課

提出先や実施方法を聞き取り、問題点がある場合は修正を行うよう依頼を行い、いずれのケースでも安全面に配慮してオンライン結合等が行われることを確認しました。

(別紙)

オンライン結合等チェックリスト

担当課： _____

担当者： _____

保有個人情報の

利用目的： _____

結合等の項目： _____

結合等の相手： _____

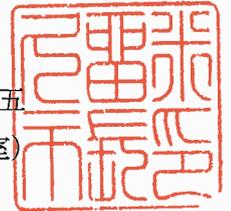
分類・項目名	確認者名	
	(1)	(2)
基本事項		
データの送信・格納にあたっては2人以上で確認をする		
オンライン結合等を予定する記録項目は必要最小限に絞っている		
目的外利用・外部提供にあたる場合は法制室長に報告する		
契約書等がある場合、処理後の個人情報の取扱いを定めている		
個人の権利利益を侵害するおそれがないか		
相手方はプライバシーマーク等を取得しているか (IS027001など所持する規格を記入すること)		
相手方システムやサーバーの安全性の確認を行った		
記憶媒体の場合	安全性の高いパスワードの設定を行った	
	送付手段は安全か (送付手段(手渡し等)を記入すること)	
	通信手段は安全か (通信手段(LGWAN等)を記入すること)	
オンラインの場合		
その他備考		

- ※ 新規で実施する場合、法制室との協議を行ってください。
- ※ オンライン結合等とは…市以外の組織との通信回線の結合及び電子媒体による個人情報の提供
- ※ 目的外利用とは…あらかじめ定めた業務の目的の範囲を超えて個人情報を利用すること
- ※ 外部提供とは…あらかじめ定めた業務の目的の範囲を超えて個人情報を外部に提供すること

5 法制第 4 5 6 号
令和 6 年 1 月 1 5 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原 口 新 五
(総務部法制室)



諮 問 書

久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定により、
下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

死者に関する情報の開示を求められた場合における請求及び開示の方法を定める、死者情報の開示に関する要綱（案）の制定について

【諮問案件】

死者に関する情報の開示を求められた場合における請求及び開示の方法を定める、死者情報の開示に関する要綱（案）を制定するに当たって、その内容についてご意見をお伺いするもの

諮問機関：総務部法制室

1 概要

令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び久留米市個人情報保護条例を全部改正した、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて個人情報保護制度を運用している。改正前の個人情報保護条例では、運用において、死者の個人情報は近親者の個人情報に含めることができた。

しかし、法の規定によれば、「個人情報」とは生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの、となっており、死者の個人に関する情報は、法の定義における個人情報には含まれていない。そのため、遺族等が死者の個人に関する情報の開示を請求しても、遺族等の開示請求者本人の個人情報として整理できない限り、開示の対象にならず、死者の個人に関する情報が必要な場合であっても、開示できない。

そこで、新たに死者の個人に関する情報の開示における開示請求権者、開示対象文書、開示請求の方法等について市の取扱いを定めた死者情報の開示に関する要綱を制定しようとするもの。なお、法を所管する国の機関である個人情報保護委員会も、死者情報の開示について例規等を定めることは差し支えないとの見解を示している。

2 要綱に定める主な内容

- ・開示請求できる者を配偶者、子及び父母（これらの者がいない場合は、二親等内の血族及び一親等内の姻族）並びに遺言等により死者の財産を相続したものとする。
- ・開示請求時に必要な書類を本人確認書類及び戸籍謄本の写し又は財産相続の根拠となるものとする。
- ・不開示情報は、法の規定の例による。
- ・開示請求及び開示決定に係る手続については、法の自己情報開示請求に準ずる。

3 要綱案

別紙のとおり

4 他市の設定状況

鹿児島市から中核市への照会事項（中核市62市中59市から回答）

Q. 保有個人情報に該当しない死者情報について、遺族等からの求めに応じて提供できるような仕組みはありますか。

○ある 29市（うち20市は要綱を制定）

例：法の適用に合わせ、新たに要綱を制定し、一定の範囲の遺族等に対し死者の情報を提供している。（函館市、前橋市、尼崎市等多数）

情報公開条例に特別な規定を設けている。（郡山市）

遺族への情報提供が必要と思われる部局毎に、情報提供に関する要領を制定した。

（吹田市、宮崎市等）

○ない 30市

久留米市も一定の範囲の遺族等に対し、死者の情報を提供する仕組みを定めたいと考えている。

4 施行期日

令和6年3月1日（予定）

別紙（要綱案）

久留米市庁達第 号

久留米市死者情報の開示に関する要綱

久留米市死者情報の開示に関する要綱を次のように定める。

令和 5 年 月 日

久留米市長 原 口 新 五

久留米市死者情報の開示に関する要綱

(趣旨)

第1条 実施機関が保有する死者情報の開示は、この要綱で定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「死者情報」とは、公文書に記録されている個人に関する情報のうち死者に関するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）の例による。

(開示請求権)

第3条 次に掲げる者は、死者情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(1) 死者の死亡当時における配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）並びに死者の子及び父母

(2) 死者の二親等以内の血族及び死亡当時における一親等以内の姻族（前号に掲げる者がいない場合に限る。）

(3) 遺言、契約等により死者の財産を相続した者

2 前項各号に掲げる者（以下「請求権者」という。）の法定代理人及び請求権者から委任を受けた代理人（以下「代理人等」という。）は、当該請求権者に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求手続)

第4条 開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 開示請求者の氏名及び住所

(2) 開示を請求しようとする死者情報を特定するために必要な事項

2 次の各号に掲げる開示請求者は、前項に規定する開示請求書の提出に当たって、本人確認書類及び当該各号に定める自身に開示請求権が

あることを証明する書類を添付し、又は提示しなければならない。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる者 戸籍謄本その他官公庁が発行する開示請求者と当該死者の関係を証する書類又はその写し

(2) 前条第1項第3号に掲げる者 遺言書、契約書その他開示請求者が当該死者の財産を相続する者であることを証する書類又はその写し

3 代理人等が請求権者に代わって開示請求をするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

(1) 請求権者の本人確認書類又はその写し

(2) 請求権者の代理人等であることを証する書類

(3) 代理人等の本人確認書類

(開示する死者情報)

第5条 実施機関は、開示請求があったときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項各号に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に死者情報を開示することができる。

(部分開示及び不開示決定)

第6条 開示請求のあった死者情報に不開示情報が含まれている場合の手続は、法第79条及び第80条の例による。この場合において、法第79条第1項中「開示しなければならない」とあるのは「開示することができる」と、法第79条及び第80条中「保有個人情報」とあるのは「死者情報」と読み替えるものとする。

(存否応答拒否)

第7条 開示請求に対し、当該請求に係る死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該死者情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否する

ことができる。

(決定通知)

第8条 実施機関は、開示請求に対し、死者情報の全部若しくは一部を開示するとき又は全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る死者情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定（以下「開示決定等」という。）をし、速やかに開示請求者に通知しなければならない。

(決定期限)

第9条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

(第三者に対する照会)

第10条 開示請求に係る死者情報に法第86条の第三者に関する情報が含まれているときの手続は、同条の例による。この場合において、同条中「保有個人情報」とあるのは「死者情報」と、「行政機関の長等」とあるのは「実施機関」と読み替えるものとする。

(開示の実施)

第11条 死者情報の開示は、当該情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは久留米市情報公開条例施行規則（平成14年久留米市規則第5号）第7条の例により行う。ただし、閲覧の方法による場合は、実施機関は、当該情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用負担)

第 1 2 条 開示請求により死者情報の開示を受ける者は、久留米市情報公開条例施行規則第 9 条の例により、その写しの交付に要する費用を負担するものとする。

(他の法令等との調整)

第 1 3 条 他の法令等の規定による開示については、当該法令等の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年〇月〇日から施行する。